

神奈川県警察シンボル・マスコットの制定と取扱要領について

平成4年3月26日

例規第43号

神務発第477号

各所属長あて

本部長

神奈川県警察では、近時の激しい社会情勢の変化と人材確保の困難化に的確に対応するため、組織を挙げて働きがい、生きがい、ゆとり等の、「活力と魅力ある職場づくり」を目標とした総合的改善、向上対策に取り組んでいるところであるが、警察本部新庁舎の完成を機に県民から親しまれ、信頼される神奈川県警察を体現して、県民とのきずなを深めるため、平成4年2月14日に「神奈川県警察シンボル・マスコット」を制定したが、これを有効かつ適正に活用するため、その取扱要領を次のとおり定めたので、制定の趣旨を理解の上効果的な活用に努められたい。

記

第1 趣旨

県民から親しまれ、信頼される警察としてのイメージの象徴として、神奈川県警察シンボル・マスコット（以下「シンボル・マスコット」という。）を制定したことに伴い、その取扱要領に関する必要な事項を定めるものとする。

第2 シンボル・マスコット

1 愛称

シンボル・マスコットの愛称は、「ピーガルくん」とする。

2 形状

シンボル・マスコットの形状は、別図のとおりとする。

3 制作意図

シンボル・マスコットのデザインは、ヘルメットに「神奈川県警察シンボルマーク」が入り、県鳥「かもめ（シーガル）」の羽をつけたかわいらしい近未来的なキャラクターにした。

愛称は、POLICEのP（ピー）とSEAGULL（シーガル）のGULL（ガル）を結びつけて「ピーガルくん」とし、子供からお年寄りまで県民すべての方々に愛されるかわいらしさとさわやかさをイメージした。

第3 シンボル・マスコットの活用等

1 基本方針

シンボル・マスコットは、神奈川県警察の交通安全運動や防犯運動などのさまざまな広報活動における、県民と警察との温かいコミュニケーションを図るために、有効かつ適正に活用するものとする。

2 活用範囲

シンボル・マスコットは、別表に掲げる文書、物品等に活用できるものとし、警告書、呼出状等職権の行使にかかわる文書等には、活用しないものとする。

3 活用方法

シンボル・マスコットは、別図に定められた規格（図形及び色）に従って適正に活用す

るものとし、原則としてその一部のみを使用し、又は変形し、若しくは他の図形や文字と重ねて使用してはならないものとする。

第4 シンボル・マスコットの使用申請等

1 使用申請

第3の2に規定する以外の方法、又は部外の団体等からの使用依頼によりシンボル・マスコットを使用するときは、別記様式のシンボル・マスコット使用申請書により、警察本部長に申請するものとする。

2 使用許可

警察本部長は、シンボル・マスコットを活用することが警察活動の推進に必要であると認められるときは、その使用を許可するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないものとする。

- (1) 警察の威信を傷つけ、若しくは警察に対する正しい理解を妨げ、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 不当な利益を得るために使用しようとするとき。
- (3) その他警察本部長がふさわしくないと認めるとき。

別表

種目	品名
事務用品	封筒、けい紙、鉛筆等
教養資料 刊行物	執務提要、教養資料、交番だより、広報紙、ポスター、立看板、 その他各種文書
被服	柔剣道着、ユニホーム、バックル、腕章、Tシャツ、作業着
装備資器材	車両、ヘリコプター、楯、各種装備品
装飾品	ネクタイピン、カフスポタン、バッジ
その他	賞状、メダル、カップ、トロフィー等

別記様式

第 号 年 月 日	
警察本部長 殿	
所属長 印	
シンボル・マスコット使用申請書	
使 用 目 的	
使 用 期 間	
使 用 に か か わ る 物 品 等	
備 考 欄	
担 当 者	所属 階級 氏名

別図

